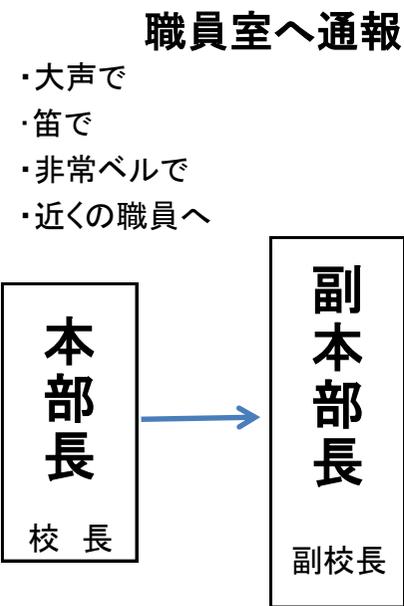


江戸川区立第三葛西小学校 危機管理マニュアル

平成27年10月改訂

事件・事故を発見
 ○凶器を持った不審者が侵入
 ・児童、教職員の安全が脅かされる恐れのある事態が起きた場合。
 ・相手に察知されずに通報の必要がある場合



校内緊急放送
全職員への伝達
 暗号放送
 避難場所
 避難方法
 状況に応じて具体的に指示する。

避難誘導担当

緊急放送の避難指示により児童の誘導
 (学年ごと避難場所確保・人数確認)
 ・各学年担任、専科

救護担当

児童、職員の救護・応急処置
 (応急措置、他の児童への避難指示)
 ・養護教諭、栄養士、用務主事

自衛対応担当

緊急事態発生場所における対応
 (防御、他の児童への避難指示)
 ・「空き時間」の教員、用務主事など
 ◎モップの柄やほうき、消火器、机や椅子などで対応する。

通報連絡担当

通信司令本部との連絡
 (事件の概要、発生場所、被害状況
 侵入者について整理、伝達を行う)
 ・副校長、事務主事

非常通報ボタンを押す(学校110番)

自動通報

警視庁 通信司令本部

◎司令本部より確認の電話あり。事件の概要の伝達(応答なしでも出動)

<各場面での対応について>

- ①発見者
 - ・情報を直ちに職員に連絡する。(大声で、笛、非常ベル、伝令など)
- ②避難・誘導担当
 - ・本部長の指示に従い、避難開始の指示があるまで児童を速やかに掌握しておく。
 - ・担任不在の場合、学年で掌握する。
 - ・避難指示に従って、迅速安全に所定の場所に誘導する。
 - ・誘導後、児童の掌握と安全確保に努める。
- ③救護担当
 - ・児童の生命、身体の安全を確認する。
 - ・けがなどに対しては、可能な限りの応急処置を施し、救急隊に引き継ぐ。
 - ・負傷した児童の家庭に連絡をする。
- ④自衛・対応担当
 - ・緊急事態発生場所において、複数での防御の対応を行う。
 - ・事態によっては、警察が来るまでの時間を確保する。
- ⑤通報・連絡担当
 - ・本部長の指示に従い、警視庁通信指令本部、関係諸機関、PTAなどに通報連絡する。
 - ・学校緊急メールの活用。

・事件概要、被害状況などの伝達をしてから、警察官の指示に従う。
 ・教育委員会、PTA、保護者など関係諸機関に連絡。
 ・児童の下校方法の検討をする。
 <引き渡しルール>(震度5強以上)保護者が来るまで待機(震度5弱以下)原則下校。帰宅困難と届け出がある場合は待機

警察官到着